

# 浄化槽をお使いの皆様へ

浄化槽に入ってくるトイレや台所の汚水をきれいに浄化するためには浄化槽の維持管理が大切です。浄化槽の維持管理には、大きくわけて日頃のメンテナンスと法定検査があります。

『日頃のメンテナンス』とは、お使いになっている方が行う保守点検及び清掃をいいます。

◆車にたとえると、日常点検や6ヶ月点検、オイル交換のようなものです。

『法定検査』とは、日頃のメンテナンスが適正にできているかどうかを指定検査機関が診断する「水質に関する検査」のことです。

◆車にたとえると、自動車検査（車検）のことです。愛車を車検に出した場合、整備工場やディーラー等で点検を行い運輸局等で車検を行いますが、浄化槽の場合は検査場まで持っていくことができないため、資格をもった検査員がご自宅までうかがって検査を行います。

## 1. 保守点検(日頃のメンテナンス)

- ・浄化槽の機能を維持するため、装置の点検、装置や機器の調整・修理、消毒剤の補充などを定期的に行います。
- ・多くの場合は、浄化槽管理士のいる保守点検の専門業者（登録業者）に委託します。

機能の診断



## 2. 清掃(日頃のメンテナンス)

- ・浄化槽内に少しずつ水に溶けない固形物や汚泥がたまってきて、たまりすぎると浄化槽の機能に支障をきたすことになります。
- ・そこで、年1回、固形物や汚泥を槽外に引き抜き、機器類を洗浄、清掃します。
- ・清掃は、地元の市町長の許可を受けた浄化槽清掃業者に委託してください。

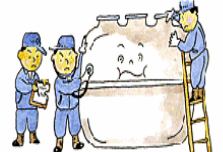


## 3. 水質に関する検査(法定検査)

- ・浄化槽が適正にメンテナンスされ、十分に浄化機能が発揮されているかを検査機関が確認する検査を法定検査といい、保守点検や清掃とは別に受けることが義務づけられています。
- ・法定検査には、使い始めて3～8か月以内に行う、設置工事が適正に行われ、機能が正常かどうかを確認する「設置後の水質検査」(7条検査)と、その後、保守点検や清掃が適正に行われ正常に機能しているかを毎年1回定期的に確認する「定期検査」(11条検査)があります。
- ・法定検査は、長崎県知事が指定した財団法人長崎県浄化槽協会が行っています。

浄化槽検査員

浄化槽の設置、保守点検、清掃が決められたとおりに行われているか検査します。



## 浄化槽の維持管理には年間いくらぐらいかかるのですか？

処理人員が7人槽の浄化槽の一例では、年間約60,000円程度の維持管理費がかかります。

なお、保守点検や清掃にかかる経費は浄化槽の状況や業者によって違います。また、保守点検の回数は、浄化槽の使用状態によっても異なります。

### 【内 訳】

保守点検 (3～6回/年)	〔 保守点検や清掃を行う浄化槽の状態やその実施回数等によって 料金も違ってきますが、年間約54,000円程度必要です。〕
清 掃 (1回/年)	
法定検査	
合 計	6,000円×1回= 6,000円 おおよそ60,000円

## 保守点検や法定検査では、どんなことを行うのでしょうか？

保 守 点 検	法定検査<定期検査>
いろいろな装置が正しく働いているかの点検 装置や機器の調整・修理 スカムや汚泥の状況の確認 汚泥の引き抜きや清掃時期の判定 消毒剤の補充 ...など	外観検査(設置状況、設備の稼働状況、水の流れ方の状況、悪臭やはえ等の発生状況、消毒の実施状況) 排水の水質検査(水素イオン濃度、酸素のとけ具合、透視度、消毒剤の濃度、よごれの程度) 書類検査(保守点検や清掃の記録など)

## 保守点検業者と契約しているのに、法定検査も受ける必要があるのですか？

法定検査は、保守点検や清掃など日頃のメンテナンスが適正に行われているかどうかを確認するために指定検査機関が行うものであり、保守点検とは目的や実施主体、チェック内容が異なりますので、保守点検業者と契約していても法定検査を受ける必要があります。

浄化槽の法定検査は、車にたとえると自動車検査(車検)のことであり、浄化槽を検査場まで持っていくことができないため、資格を持った指定検査機関の検査員がご自宅まで伺って検査を行います。

## 法定検査で『不適正』の通知を受けた場合はどうしたらいいのでしょうか？

法定検査を受けた場合には、指定検査機関から検査結果書が送付されます。

検査結果書に『不適正』の判定が記載されている場合には、施工業者や保守点検業者に相談し、適切な対応をとってください。

その際には、保健所からも指導がある場合がありますので、それに従って改善を図ってください。

### 問い合わせ先

長崎県環境部水環境対策課	電話 095-895-2664
長崎県西彼保健所(長崎振興局保健部)	電話 095-856-0691
長崎県県央保健所(県央振興局保健部)	電話 0957-26-3304
長崎県県南保健所(島原振興局保健部)	電話 0957-62-3287
長崎県県北保健所(県北振興局保健部)	電話 0950-57-3933
長崎県五島保健所(五島振興局保健部)	電話 0959-72-3125
長崎県上五島保健所(五島振興局上五島支所保健部)	電話 0959-42-1121
長崎県壱岐保健所(壱岐振興局保健部)	電話 0920-47-0260
長崎県対馬保健所(対馬振興局保健部)	電話 0920-52-0166
長崎市環境保全課	電話 095-825-5151
佐世保市環境保全課	電話 0956-24-1111
財団法人長崎県浄化槽協会	電話 095-887-3160

長崎市または佐世保市内に設置されている場合、おのこの市に問い合わせてください。